

予防接種健康被害救済制度

予防接種は、感染症を予防するために重要なものですが、極めてまれではあるものの、健康被害（病気になったり障がいが残ったりすること）が起こることがあります。

副反応による健康被害をなくすことはできないことから、予防接種法に基づく定期接種・臨時接種を受けた人の健康被害の救済について、医療費や年金などの給付が受けられる制度が設けられています。

※ワクチン接種による健康被害であったかどうかを個別に審査し、ワクチンの接種による健康被害と認められた場合に給付を行うものです。

予防接種健康被害救済制度の詳しい情報については、厚生労働省のホームページをご覧ください。

また、任意接種でワクチン接種を行った場合の副作用や健康被害については、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（PMDA法）に基づく救済が受けられる場合があります。詳しくは独立行政法人医薬品医療機器総合機構（PMDA）ホームページをご覧ください。



▲厚生労働省
ホームページ



▲PMDA
ホームページ



問い合わせ先

健康対策課 健康増進室

0859-68-5536

11月は児童虐待防止推進月間です 虐待かも？と思ったら相談を！

保護者や同居人による「子どもへの虐待」による痛ましい被害や死亡事例をなくし、子どもの人権を守っていくためには、できるだけ早く虐待に気づき、対応につなげていく必要があります。

虐待を受けたと思われる子どもを発見したときや、近隣の家庭の様子がおかしいと思ったときは、児童相談所または役場福祉課に相談・通告をお願いします。

◆相談・通告窓口

福祉課 子育て支援室 0859-68-5533 平日8:30～17:15

※夜間・休日担当者に引き継ぎます

米子児童相談所 0859-33-1471 〒683-0052 米子市博労町4丁目50

児童相談所全国共通ダイヤル 189（いちはやく）※管轄の児童相談所に転送されます。



相談・通告に関するQ&A

Q. 誰が通告するの？

A. 地域に住むみんなの義務です。

「児童虐待防止法」は、社会全体で子どもを守る仕組みを示した法律です。虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合の通告義務が定められています。

Q. 通告は、匿名でもいいですか？

A. はい。通告した人の秘密は守られます。

通告は電話でも手紙でもかまいません。通告した人のプライバシーは法律によって保護されていますので、ご安心ください。



▲伯耆町
ホームページ



問い合わせ先

福祉課 子育て支援室

0859-68-5533